

## 違反是正事例（事例 2－2）

テーマ

＜ 特例認定の取消し 平成19年 ＞

- ▶ 消防法第8条の2の3第1項により防火対象物定期点検の特例認定を受けているホテル、飲食店の複合建物で、火災の発生後に警告書を交付し、指導したが、1年後に再度火災があり、不備事項が認められることから、行政手続法第13条第1項の聴聞を行い、違反処理した事例。

### 防火対象物の概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 用途     | 16 項イ   |
| (2) 構造・規模  | R C 造 地下1階 地上12階、延べ面積 10,822 m <sup>2</sup>                           |
| (3) 収容人員   | 1,363 人   |
| (4) 消防用設備等 | 消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、自動火災報知設備、非常警報設備(放送設備)、誘導灯、連結送水管、非常コンセント設備 |
| (5) 防火管理   | 単一権原  |
| (6) 特例認定   | 当該防火対象物（Yホテル）は、平成16年9月2日に特例認定の申請し、検査を経て、平成16年9月30日に特例認定を受けた。          |

	ホテル	F12
	(途中階 省略)	
	ホテル	F4
	ホテル	F3
	飲食店	F2
GL	飲食店	F1
	飲食店	B1

### 違反処理の概要

- (1) 過去の火災とその当時の対応状況

同ホテルは、平成17年11月26日に火災が発生しており、違反調査の結果、平成18年3月17日付けで火災予防上の自主検査の不適、社員教育の不適、避難施設の管理不適（物品存置）について再発防止の「警告書」を交付し、平成18年3月27日付けで是正計画書を受理した。

- (2) 火災の状況

平成18年12月11日21時13分頃、Yホテル建物の飲食店フロアの2階トイレにおいて、トイレトペーパーに放火され、内壁表面 約0.5 m<sup>2</sup>が焼損した。

なお、本火災は、出火から 42 分後の同日 21 時 55 分に事後聞知により覚知した。

※ 発見、通報、初期消火状況については、別紙参照

(3) 立入検査の実施

翌日の 12 月 12 日午後、火災が発生した Y ホテル建物の立入検査を実施したところ、消防計画に基づく自主検査等の未実施、避難通路及び避難階段に避難の支障となる物件の存置、泡消火設備にヘッド不良などの違反が存在したため、立入検査結果通知書で違反事実を指摘した。

また、通報の遅れ、自動火災報知設備の作動時に現場を確認することなく、連動停止の措置をとることが常態化していたことが判明した。

(4) 違反調査の実施

ア 実況見分調書の作成

立入検査時に見分した内容を実況見分調書としてまとめた。

イ 質問調書の作成

違反事実の認識などについてホテル関係者に質問し、質問調書を作成した。

(総支配人 (2 回)、防火管理者 (2 回)、初期消火者他従業員 4 名の計 6 名 8 回聴取)

ウ 資料提出 (自主点検表の写し及び防災盤の作動記録紙の提出)

【認定取消し事由】

① 消防法第 8 条第 1 項に規定する消防計画に基づき、消防庁長官が定める事項が適切に行われていなかったこと。(消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項第 3 号、第 8 条の 2 の 3 第 6 項第 3 号、同規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 2 号)

a 自主検査実施不適

消防計画に基づく火災予防上の自主検査がテナントにおいて未実施であった。

b 消防計画に基づく通報連絡の不適

出火時間から 42 分を経過して通報されており、火災が発生した場合における通報連絡体制が消防計画に基づき適切に行われておらず、また、消防計画に基づく初期活動を適正に実施せず防火管理教育不足が認められた。

c 自動火災報知設備の作動時における非常放送の遮断

自動火災報知設備の作動時における非常放送の遮断は、感知器作動時に現場確認をすることなく、恒常的に即時ベル停止 (非常放送遮断) をかけていることが、防災盤の作動記録紙から判明した。

② 避難通路及び避難階段に避難の支障となる物件がみだりに存置されていたこと。(消防法第 8 条の 2 の 3 第 6 項第 3 号、規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 4 号)

(5) 聴聞の実施

ア 聴聞を行う前 (平成 19 年 2 月 9 日) に関係者に対して今回の事案について法令の趣旨、違反事実等を説明した。

イ 特例認定を取り消すに当たり聴聞を行った。行政庁である消防署長は、平成 19 年 2 月 20 日聴聞通知書を Y ホテルに交付し、平成 19 年 3 月 9 日聴聞主宰者を消防局総務課長とし聴聞を行ったところ、当事者が出席し、事実を認めた上で新たな主張、立証を行うことなく終結した。(所要時間 17 分)

ウ 平成 19 年 3 月 15 日聴聞主宰者は、聴聞調書、聴聞報告書を作成し、特例認定の取消しを

行う行政庁である所轄消防署長に報告した。

(6) 認定取消の実施

平成 19 年 3 月 26 日、所轄消防署長は、Y ホテルに対し特例認定取消書の交付を行い、当該特例認定を取り消した。

なお、取消し後、直ちに再発防止の警告書を交付し、是正計画の提出、消防計画の変更を求め、今後の防火管理体制について指導した。

※ 発見・通報・初期消火

(発見)

2 階の居酒屋の従業員が、客から店外にある同建物の共用トイレに行ったところ、「何か燃えているような臭いがしている。」と言われたが、店が忙しいことを理由に現場を確認することなく、その旨をホテルフロントに連絡した。

(通報・初期消火)

連絡を受けた 3 階のフロント係 1 名が確認に行くと、奥のトイレブースのトイレトペーパーが燃えており、壁をなめるように炎が 60cm くらい上がっていた。10m くらい離れた場所にあった消火器を取りに行き粉末消火器 1 本で消火した。火は消えたが、消火器の粉が充満したのでその処理に手間取ったことや関係者への連絡をしていたため、通報は、一般加入電話で出火から 42 分後になされた。(消防署への通報よりも消火器の粉の処理を早くしたいと思ったと供述している。)

## ※ 質問調書概要

### 1 Yホテル総支配人（録取内容要旨）

- (1) お客様から火災の連絡を受けた飲食店店員の行動は、不適切な行動であると認識していること。
- (2) 従業員へは、すぐに初期消火と通報をするよう指導していること。
- (3) 通報が遅かったという認識があること。
- (4) 非常放送を遮断することは絶対にあってはならないとの認識があり、そのような指示はしていないこと。
- (5) 消防用設備等点検結果報告に添付されている写真付き資料により、防火戸前に物品が置かれている指摘があったにもかかわらず、その日の自主点検表が「良」になっていることは、点検が適正に行われていないと認識していること。

### 2 Yホテルの防火管理者（録取内容要旨）

- (1) 自宅で火災の連絡を受け、ホテルに駆けつけ現場を確認したが、消えているか不安になりフロント係に消防署への通報を指示したこと。
- (2) 消防訓練はホテルからの出火を想定して1階に避難する訓練を行っており、各テナントも参加し、実施している。消防訓練終了後は、防火管理委員会を開いていること。
- (3) ホテルの自主点検チェック表は、総務担当、防火管理者、総支配人の順に確認していること。ただし、テナントの自主点検チェック表は提出しないテナントもあること。
- (4) 防火管理に関する指示がすべてのテナントに行き届かない状況があること。
- (5) 非常放送設備の連動遮断の認識はなかったこと。

### 3 Yホテルの防災センター係員（録取内容要旨）

- (1) ホテル側からパニック防止のため非常放送が作動する前に、連動を遮断するよう指示していたこと。
- (2) 遮断の状況は、防災盤の作動記録紙のとおりであり、任意で写しを提出したこと。
- (3) 非常放送の連動遮断は重大な事項であることは認識しているが、ホテル側からの指示で反発できなかったこと。

### 4 Yホテル総支配人（再録取）（録取内容要旨）

録取内容のうち、非常放送の遮断に関する指示について、1の(4)と3の(1)及び(3)に相違が認められることから、Yホテル総支配人に再度質問した。

- (1) 過去の火災の際、防災センター係員の不手際で鎮火後も長時間鳴動したことから、ホテル関係者が防災センターの委託会社を強く叱責し、これにより防災センター係員が連動遮断の措置を講じるに至った事実が社内調査により判明した。
- (2) (1)の事実は、防火対象物全体を管理する立場にある自分の責任である。

## (事例 2-2) グループ検討

テーマ

＜ 特例認定の取消し 平成19年 ＞

### 1. 火災後の立入検査体制について

火災後の緊急立入検査について、各本部で実施している対応等を提案し、このような体制の効果について検討してください。

### 2. 特例認定の取消要件について

平成 17 年 11 月の火災時の違反事項に対し、平成 18 年 3 月に警告書を交付した。また、平成 18 年 12 月の火災においても違反事項があり、前回の警告の処理の対応について検討してください。

なお、火災の発生や通報の遅延をもって、特例認定の取消要件となりますか、検討してください。

### 3. 行政手続法の取扱いについて

行政手続法による不利益処分の場合の手続きについて、聴聞と弁明の相違を整理してください。行政手続法第 3 章を受けて、特例認定や危険物施設の許可などに対して、平成 6 年次長通知で「聴聞規則等を制定する等の措置」が求められていますが、各本部で聴聞主催者などがどのようになっているか確認してください。

### 4. 聴聞前の事前説明について

聴聞にあたっての説明を実施しているが、このことが自由意見の表明に対する事前の説得のように受けとられるおそれがないかを含めて、検討してください。

参考：「消防法第 8 条の 2 の 3 に定める特例認定に係る運用について」（平成 14 年 11 月 29 日消防安第 117 号）

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容

平成〇年〇月〇日

## 聴聞調書

(聴聞主宰者)

(職・氏名) ○ ○ ○ ○ 印

### 記

- 1 聴聞の件名  
消防法第8条の2の3第1項による認定（以下「特例認定」という。）の取消しについて
- 2 聴聞の期日  
平成〇年〇月〇日（〇） 〇時〇分から〇時〇分まで
- 3 聴聞の場所  
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇消防署 〇階会議室
- 4 聴聞当日出頭者  
〇〇株式会社 代表取締役 ○〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
- 5 説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名  
〇〇消防署〇〇課〇〇係長 消防司令 ○〇 ○〇
- 6 前1に係る行政庁職員の説明の要旨
  - (1) 予定される不利益処分内容及び根拠条項  
特例認定の取消し。（消防法第8条の2の3第6項）
  - (2) 不利益処分の原因となる消防法令違反事項及び根拠条項
    - ① 違反概要  
平成〇年〇月〇日、〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇ビルにおいて、立入検査を実施したところ、5階の事務所が退店し、替わって平成〇年〇月〇日飲食店が入店したことにより、ビル全体の収容人員が500名を超え、放送設備が未設置となったもの。
    - ② 違反事項（根拠条項）  
放送設備未設置（消防法第17条第1項、消防法施行令第24条第3項第3号）
- 7 前6に係る出頭者の意見陳述の要旨（提出された陳述書等における意見の要旨を含む。）
  - (1) 本件不利益処分の原因となる事実（消防法令違反事項）については異論なく、これら事実を全て認めた。
  - (2) その他情状に関する意見陳述については、一切なかった。
- 8 当事者等より提出された証拠書類等の標目  
提出された証拠書類等はなし
- 9 上記以外の参考事項  
本件聴聞審理の記録については、別添「聴聞実施記録」とおり

備考 聴聞審理において参考となった書面・図面・写真などの資料を添付すること。